

(公 印 省 略)

障福第1791号  
令和8年1月8日

指定障害児通所支援事業者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

障害児通所支援事業所における自己評価結果等の公表及び県への  
届出について（通知）

本県障害福祉行政の推進に対しまして、平素から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げ  
ます。

さて、本県では児童福祉法に基づく指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備  
及び運営に関する基準等を定める条例（大分県条例第68号）第27条第7項に基づき、おおむ  
ね1年に1回以上、その提供する支援の質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、当該評  
価及び改善の内容（以下、「自己評価結果等」という。）を公表し、併せて県へ届け出ることを義  
務付けています。

つきましては、今年度分の県への自己評価結果等の公表・届出について、下記のとおりご対応  
いただきますようお願ひいたします。

なお、期限までに県に届出がされなかった場合や、適正に自己評価結果等がされていない場合  
は、「令和8年4月から当該状態が解消されるに至った月まで、所定単位数の15%減算（障害  
児全員）」となるため、御留意ください。

記

## 1 対象事業所

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、共生型障害児通所支援事業所、保育所等  
訪問支援事業所

## 2 届出期限

令和8年2月27日（金）

ただし、新規指定から1年未満で上記届出が間に合わない場合は、指定日から1年以内に  
隨時届出を提出すること。

## 3 実施方法

次の(1)から(5)の手順で自己評価を行い、その結果を公表すること。

(1) 職員自己評価

事業所の職員に対して、「事業者向け自己評価表」を活用して従業者評価を行う。

(2) 保護者等評価

保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケート調査を行う。

(3) 事業所全体評価

回収した評価表を集計し、項目ごとに課題や工夫点等を職員会議等の場で討議する。なお、討議結果は書面に記録し、職員間で共有する。

(4) 自己評価結果の公表

公表用に様式（事業所用、保護者用）を作成し事業所ホームページに掲載して公表する。なお、インターネットでの公表が困難な場合、紙媒体を保護者へ配付した上で、事業所の見やすい場所に掲示することについても、公表の方法とみなす。

(5) 支援改善

公表した改善目標・内容に沿った速やかな取組を行い、改善目標に沿って、支援を改善していく。

#### 4 評価にあたっての留意事項

- (1) ガイドラインの内容を十分確認すること。
- (2) 事業所の実情に合わせて、評価表を修正する場合は、ガイドラインの内容に沿ったものとすること。
- (3) 保護者等に評価を依頼する際には、ガイドラインの内容を保護者等に説明し、ガイドラインに基づく保護者評価であることを御理解いただくこと。

#### 5 県への届出

(1) 届出書類

①自己評価等結果報告書

※多機能型事業所は、サービス毎に公表し、報告すること。

※自己評価表は事業所で適切に保管すること。

(2) 届出期限（再掲）

令和8年2月27日（金）

ただし、新規指定から1年未満で上記届出が間に合わない場合は、指定日から1年以内に随時届出を提出すること。

(3) 届出方法

大分県電子申請システム（下記URLより提出）

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/6417639950936592192>

※エクセル名は「法人名+自己評価結果報告書」とすること。

担当：施設支援班 中島

電話：097-506-2745